平成19年度市場モニタリングテスト結果

家庭用品品質表示法に係る試買テスト

「はっ水性表示のあるコート」

(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

平成19年度に、家庭用品品質表示法の対象商品である「はっ水性表示のあるコート」について、同法の繊維製品品質表示規程(以下「繊維規程」という。)に対する遵守状況を調査するため、試買テストを行いました。

テストの実施にあたっては、はっ水性を有する旨の表示のあるコート20銘柄を市場から購入し、テスト対象商品としました。

当該品目は、表示規程に定められた表示項目である繊維の組成、家庭洗濯等取扱い 方法、はっ水性、表示者名等を表示する必要があります。

テストの結果、20銘柄中13銘柄が表示規程に不適合でしたが、その内5銘柄についてはコートとして取り扱わずはっ水表示については判断しないこととした。

主な不適合内容は、はっ水性を表す用語が繊維規程に基づいていなかったことでした。

1 家庭用品品質表示法では、はっ水性に関する表示は「オーバーコート、トップコート、スプリングコート、レインコートその他のコート」について、表示が必要である。

		不適合内容	銘柄数()
遵守事項	繊維の組成	組成繊維が、表示と異なっていた。	2	
		表生地の組成表示に、混用率を百分率で示す数値が併 記されていなかった。	1	
		表示対象部位が単一であるにもかかわらず、部位を表 示していた。	1	
		洗濯等取扱い絵表示のうち「洗い方」の表示が繊維規程に基づいていなかった。	1	
	はっ水性	はっ水性を表す用語が、繊維規程に基づいていなかっ た。	1 1	
	表示者名等	はっ水性表示に、表示者名等の表示がなかった。	5	

() 1 銘柄で複数の不適合事項に該当するものは重複集計している。

なお、当機構では、不適合と考えられる表示を行っていた表示者に対して、テスト結果を提示し当該表示者の見解及び対応策について聴取を行い、テスト結果と共に経済産業省に報告しました。この報告に基づき、経済産業省から当該表示者に対し改善指導が行われました。